

【お願い】

放射性同位元素の陸上輸送にあたっての留意点

～放射性同位元素の陸上輸送にあたり荷送人には、特に、ご留意願いたい事項～

○ 各種関係法令遵守の徹底

放射性同位元素を陸上輸送するにあたり、荷送人及び運搬を委託された者は互いに協力しつつ、放射性同位元素等車両運搬規則を始めとした放射性輸送物の陸上輸送に係る規制に従い、確実かつ安全な輸送の実施徹底をお願いします。

運搬に従事する者(※)に対し、放射性輸送物の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるよう、放射線の線量の測定方法その他必要な事項についての放射線防護計画(放射性同位元素等車両運搬規則第15条の3)を策定するとともに、放射性輸送物の取扱い方法その他運搬に従事するのに必要な知識や技能を保有するよう教育及び訓練(放射性同位元素等車両運搬規則第15条の4)を行わなければならないことが定められています。

特に、荷送人は、運搬を委託された者が放射性同位元素の安全な輸送を行えるのかの確認、運搬を委託された者への放射性同位元素の運搬であることの明告、荷物表面への放射性輸送物であることの表示及び緊急時の適切な対応を行う必要があることにご留意願います。

(※)「運搬に従事する者」とは、ドライバーだけではなく、運搬のための準備を行う者等(例えば、荷送人、運搬責任者、荷物の一時保管や積み卸し担当者、輸送計画策定者など)も対象となります。

【ご参考】参照いただきたいHPアドレス

・国土交通省HP

『確実かつ安全な放射性輸送物の運送を確保するために必要な方策』

HPアドレス:http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000011.html

・日本アイソトープ協会HP

『放射性輸送物の運搬－放射線防護計画等に関する運送事業者等との勉強会のまとめ』

HPアドレス:<https://www.jrias.or.jp/yusou/pdf/602.pdf>

➢(掲載例)L型輸送物を取り扱うドライバーの皆さんへ

『アイソトープ輸送ガイド』

HPアドレス:https://www.jrias.or.jp/books/pdf/yusoguide_201809_n.pdf

【ご参考】関係法令

○放射性同位元素等車両運搬規則 抄

(放射線防護計画)

第15条の3 許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む。)、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(次条において「許可届出使用者等」という。)

は、放射性輸送物等の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるよう、放射線の線量の測定方法その他の告示で定める事項について記載した放射線防護計画を定めなければならない。

(教育及び訓練)

第15条の4 許可届出使用者等は、運搬に従事する者に対し、放射性輸送物等の取扱い方法その他の告示で定める事項について、運搬に従事するのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

L型輸送物を取扱うドライバーの皆さんへ

L型輸送物は「極めて少ない量の放射性同位元素を収納する輸送物であり、危険性が極めて少ないものとして、原子力規制委員会の定めるもの」です。

この輸送に関する法令^{※1}を守り輸送してください。以下がポイントです！！

^{※1} 放射性同位元素等車両運搬規則

1. L型輸送物の外装確認ポイント（確認してください！）

- ・外装（ダンボール）に異常がないこと。（異常時はすぐに報告）
- ・送り状の他に荷送人若しくは荷受人の氏名・住所が記載されている。
- ・外装に、「放射性」などと表示されている。
- ・外装に「国連ラベル」が貼付されている。（航空輸送のみ）
その他：総重量が50kgを超える場合の「重量表示」が必要です



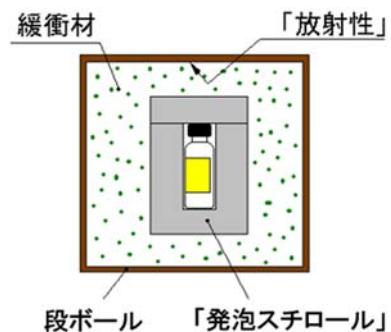
国連ラベル



積みつけ例



L型輸送物の構造



2. L型輸送物の取扱について

- ・落下・衝撃を与えないよう丁寧な取扱いをしましょう。
- ・輸送中の転落・移動・転倒などが起きないよう積みつけてください。
- ・火薬類・高圧ガス・引火性などの危険物との混載は禁止です。

3. 事故・紛失・破損などトラブル発生

■交通事故の場合

- (1) 怪我人が出ている場合は、「人命救助・応急手当」が最優先
- (2) 119番通報・救急車手配を行うこと。
- (3) 車を安全な場所に移動すること。
- (4) 警察連絡その後、速やかに担当店へ連絡し指示を仰いでください。
- (5) 外装に破損がある場合は、貨物を素手で触れないようにしてください。
- (6) その他、迷った場合はすぐ事務所に連絡してください。

連絡すべき内容

- いつ（発生時刻）
- どこで（発生場所・目印）
- だれが（氏名・電話番号、放射性物質であること、伝票番号）
- 事故の概要（人身・物損・火災などの有無）
- 事故の原因
- 積載物の状態（例えば、スマホの撮影による）、その他

勝手に判断をせず事務所に
指示を仰いでください！



★ドライバー自身が怪我などで連絡できない場合

救助にあたる方に、放射性同位元素輸送時の携行書類を提示し、事務所への連絡を依頼してください。

事務所の電話番号・緊急時連絡先は複数箇所が望ましい。

【お願い】放射性同位元素の陸上輸送にあたっての留意点2/2